

令和5年度第1回後期高齢者医療懇談会 議事概要

- 1 開催日時 令和5年12月25日（月） 午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 群馬県公社総合ビル1階 東研修室
- 3 出席者 【委員】坂本委員、大貫委員、荻原委員、平山委員、服部委員、高松委員、原委員、岡田委員、小林委員、羽鳥委員
【事務局】事務局長、次長、保健事業室長、管理課長、給付課長、総務担当、保健事業担当、資格担当、賦課担当
- 4 議題
 - (1) 広域連合の運営状況について
 - (2) 保険料率の改定について
 - (3) 第3期データヘルス計画（案）について
 - (4) 健康保険証廃止以降における被保険者証等の取扱いについて
- 5 議題に係る意見等
 - (1) 広域連合の運営状況について
【質疑】

Q： 保険者インセンティブ交付金（資料6ページ）について、被保険者にアピールするような事業を実施することによって点数が得られる項目もあるのか。あくまで事務局内での実施内容を把握するためにあるものなのか。

A： 事務局内での実施内容によって点数を得られるもの、被保険者にリーフレットを配布する等により被保険者にアピールすることで点数を得られるものの両方がある。

Q： 保険料について、被保険者数の増加により増額するとのことだが、それは要因のひとつに過ぎないと思われる。年齢別の医療費の伸び率の分析のほか、医療の質の変化、高度医療の要求、薬価の変化等の医療費を増加させる要因の分析をどのように行っているのか。

A： 年齢別の医療費の伸び率の分析は行っていないが、1人当たりの保険給付費が増加している要因として、高度医療を受診する被保険者が増加していることが挙げられると考えている。

【意見】

- ・ 1人当たり医療費が増加している要因を分析するため、大学病院や日赤病院のような大病院で受診、入院等をした後期高齢者の年齢別の医療費が把握できる資料を作成した方がよいと考える。
- ・ ジェネリック医薬品使用促進（資料8ページ）について、医療機関においてジェネリック医薬品を注文しても、毎回異なるメーカーのものであったり、形状等が異なるものが納入されたりということが多く、患者に対する医薬品の説明に困難が生じる事例が多い。また最近では注文してもジェネリック医薬品の在庫が少なく、先発医薬品の方が入荷しやすい傾向がある。そのため患者がジェネリック医薬品を希望しても、先発医薬品しか処方できない事例も多々ある。ジェネリック医薬品が安定的に供給されていない現状がある中で、差額通知を発出し続けることにより、被保険者に対し不安感を与えるのではないかという懸念がある。

（2）保険料率の改定について

【意見】

- ・ 普段から意識的に健康的な生活を行う者にとっては、不摂生な生活を行う者が医療費を引き上げたために保険料が増加するというのは不公平に感じる。
- ・ 医療機関は、法律の規定により、受診拒否をできないという現状がある。被保険者が大病院ばかりで受診することがなくなるような手立てが確立すれば、医療費の削減につながるものと考える。

（3）第3期データヘルス計画（案）について

【質疑】

Q： 重複頻回受診者訪問指導事業（資料33ページ）について、どのように事業を行っているのか。

A： 平成30年度～令和元年度は、業者に委託し、100人以上に対し、訪問指導等を行った。令和2年度～3年度は、コロナ禍であったことから、対象者へのリーフレットの送付に切り替え、知識の普及啓発を行った。令和4年度からは、同一月で2医療機関以上から1薬効以上の重複処方を3ヶ月以上継続して受けている者を対象者としてリーフレット及びアンケートを送付し、そのアンケートにて相談希望のあった者に対して相談及び保健指導を実施した。

Q： 以前の医療懇談会で事務局より提案された、オーラルフレイル予防を目的とした歯科健診の受診勧奨事業は継続しているのか。

A： 継続している。

【意見】

- ・啓発事業をはじめとした、健康寿命の延伸に資する事業の継続的な実施が、医療費の削減につながるものとする。

(4) 健康保険証廃止以降における被保険者証等の取扱いについて

【意見】

- ・資格確認書や資格情報のお知らせの交付については、迅速に、スムーズに実施されることを希望する。

(5) その他

なし